

令和6年度
第4回志布志市総合教育会議

令和7年3月11日（火）
午後1時30分～午後2時30分予定
志布志庁舎4階 庁議室

< 会 次 第 >

1 開 会

2 市長挨拶

3 協 議

(1) 志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

4 そ の 他

5 閉 会

令和6年度 第4回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教育長	福 田 裕 生	
7	副市長	溝 口 猛	事務局
8	総務課長	小 山 錠 二	
9	教育総務課長	児 玉 雅 史	
10	教育総務課 総務施設グループリーダー	橋 本 淳 二	
11	教育総務課 学校給食センターグループリーダー	田 之 口 俊 博	
12	学校教育課長	淀 修 司	
13	学校教育課参事兼学校教育 グループリーダー兼指導主事	久 木 崎 敢	
14	学校教育課 学事グループリーダー	川 崎 喜 代 人	
15	生涯学習課長	江 川 一 正	
16	生涯学習課 社会教育グループリーダー	河 野 尚 仁	
17	生涯学習課 文化財管理グループリーダー	小 村 美 義	
18	生涯学習課 図書館グループリーダー	本 田 博 文	
19	総務課 行政グループリーダー	下 出 克 也	
20	総務課 行政グループサブリーダー	伊 知 地 大 志	

建物の建設・維持に関する取扱い変更について

令和7年4月1日から、市が所有する**建物**について、建設課で一括管理を計画しており、建設技術職員の集約（教育委員会から建設課に）を予定している。

【狙い（メリット）】

- 業務の平準化（働き方改革）
- 技術職員の知識、能力等専門性の向上及び深化
- 複数の目で業務を行うチェック機能の向上、高精度化等
- 施設の一元管理による各種計画等の長期的視点での実践
- 最終的には、**市有財産を一元管理を目指す**（長期的目標、時期未定）

【想定される問題点（潜在的なリスク）】

- 利用者、使用者に対するきめ細やかなサービスの提供ができるか？
- 組織が大きくなることで、即応性・機動性等が低下するのでは？
- 通常の維持管理や事務仕事における原課との線引きは？

建物の建設・維持に関する取扱い変更について

【必要な事務手続き】

1 市長部局

市事務委任及び補助執行規則において、市長が教育委員会に「事務委任」を行っているものがある。令和7年4月から建設課で管理を行う建物について、適用から除外する必要がある。

ただし、社会教育施設等は、通常の軽微な維持管理、利用の許認可、施設の運営等に関して、今後も教育委員会で行う必要があることから、事務委任の内容を限定して行う必要がある。

これは、市長部局の「市事務委任及び補助執行規則」により管理されているため、見直しについて、教育委員会との協議が必要となる。

建物の建設・維持に関する取扱い変更について

【必要な事務手続き】

2 教育委員会

学校施設等の教育財産については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、教育委員会の職務権限に属するものとなる。

これを市長に一部事務をさせる場合、「補助執行」を行うものとして、**教育委員会において規則を定める必要**がある。

また、条例により管理されていない教育委員会の所管施設（社会教育施設）についても、同様に、市長に補助執行させる旨にする必要がある。

（例：図書館、松山歴史民俗資料館など）

なお、文化施設の建物の中には、その建物自体に文化的価値があり、通常の維持管理と概念が異なるものがある。そのような施設に関しては、建設課に集約すると業務執行の効率が低下するおそれがあることから、当面は、現在の管理方法を継続する。

建物の建設・維持に関する取扱い変更について

【潜在的なリスクに対する対応】

○利用者、使用者に対するきめ細やかなサービスの提供ができるか？

現時点では、令和7年4月1日に教育委員会の建築技術職員2名、事務職員1名、会計年度任用職員1名を建設課に異動させる予定としており、学校の建物の維持管理や営繕については建設課がこれまで通り実施する。

→所管する課のみの変更であり、体制を大きく変更するものではないため、サービスの低下はない。

○組織が大きくなることで、即応性・機動性等が低下するのでは？

教育委員会から建設課へ4名異動するが、行う業務は変わらないため、対応が遅くなったり柔軟性がなくなったりするものではないと考える。

なお、事務職員1名については、集約による事務効率用を勘案した上で配置する必要がある。

→業務が重なった際、建設課には建築技術職員が複数配置してあるので、柔軟な対応が可能となる。

建物の建設・維持に関する取扱い変更について

【潜在的なリスクに対する対応】

○通常の維持管理や事務仕事における原課との線引きは？

学校施設等(教職員住宅、給食センターを含む、これまで教育総務課が管理を行ってきた建物)は、予算管理や営繕等含めて一切を建設課に移管する。

体育館や公民館などの社会教育施設においては、これまで教育総務課の建築技師に依頼していた業務は、建設課に依頼することとし、軽微な修繕等については原課（又は指定管理者）で行うものとする。予算についても原課で対応するものとする。

歴史的建造物で、建物の維持管理そのものが業務と密接な関係があるもの（福山氏庭園等）については、現在と同じく生涯学習課が管理する。

→明確な業務の線引きができていたので、業務に支障はないと考える。

志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

志布志市教育委員会教育長

志布志市教育委員会規則第 号

志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行事務)

第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産（歴史的建造物を除く。）の管理に関する事務（利用に関する事務を除く。）を建設課の職員に補助執行させる。

(協議)

第3条 この規則により補助執行させる事務について、重要若しくは異例に属し、又は先例になると認めるときは、教育委員会と協議しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。